

# KOBE 学生コミュニティネットワークツール「BE KOBE 学生ナビ」運用および広報業務に係る業務委託 実施要領（公募型プロポーザル）

## 1 案件名称

KOBE 学生コミュニティネットワークツール「BE KOBE 学生ナビ」運用および広報業務に係る業務委託

## 2 業務内容に関する事項

### (1) 事業目的

KOBE 学生コミュニティネットワークツール「BE KOBE 学生ナビ」運用および広報業務に係る業務委託仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり

### (2) 業務内容

- ・「BE KOBE 学生ナビ」の改修
- ・広報・登録者獲得業務
- ・運用・保守業務
- ・プロジェクト組成、展開等の関連業務
- ・各種問い合わせ対応業務
- ・本事業の効果検証
- ・上記に関する市との協議、連絡調整に関する業務  
（別紙「仕様書」のとおり）

### (3) 事業規模（契約上限額）

基本委託料のほか、成果に連動して委託料を決定する。

基本委託金額 4,500 千円 上限額 500 千円（消費税及び地方消費税を含む）

### (4) 契約期間

契約締結日～令和 5 年 6 月 30 日

### (5) 履行場所

神戸市が指定する場所

### (6) 費用分担

受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用を負担しない。

## 3 契約に関する事項

### (1) 契約の方法

ア 選定された委託契約候補者と委託契約締結に向けた詳細な仕様について協議・調整を行ったうえで、神戸市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがある。

イ 委託契約候補者が辞退したり、資格を喪失したりしたときは、次点の事業者を委託契約候補者とする。

ウ 契約の締結にあたっては、契約書の作成を要し、その契約書は神戸市委託契約約款により作成する。

### (2) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受注者の請求に基づき支払うこととする。

### (3) その他

契約締結後、当該契約の履行期間中に受注者が神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けたときは、契約の解除を行う。

#### 4 応募資格、必要な資格・許認可等

次に掲げる条件のすべてに該当すること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること
- (2) 令和4・5年度神戸市入札参加資格（工事請負または物品等）を有すること。
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく更生手続き又は再生手続きを行っている者でないこと
- (4) 企画提案時において、神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止を受けていないこと
- (5) 神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けていないこと
- (6) 代表者及び役員に破産者及び禁固以上の刑に処せられている者がいる企業でないこと
- (7) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に掲げる暴力団及びその利益となる活動を行う企業等でないこと

#### 5 スケジュール

- |                   |                    |
|-------------------|--------------------|
| (1) 公募開始          | 令和5年2月9日（木曜）       |
| (2) 参加申請関係書類の提出期限 | 令和5年3月17日（金曜）17時必着 |
| (3) 質問受付締切        | 令和5年3月17日（金曜）17時必着 |
| (4) 企画提案書の提出期限    | 令和5年3月27日（月曜）17時必着 |
| (5) 選定結果通知        | 令和5年3月下旬（予定）       |
| (6) 契約締結・事業開始     | 令和5年4月上旬（予定）       |

#### 6 応募手続き等に関する事項

- (1) 参加申請手続き
  - ア 受付期間 令和5年2月9日から令和5年3月17日17時まで
  - イ 提出書類 参加申込書兼誓約書（様式1）  
企業調書（様式2）
  - ウ 提出方法 上記提出書類を神戸市企画調整局参画推進課までEメールにより提出すること
- (2) 質問の受付
  - ア 受付期間 令和5年2月9日から令和5年3月17日17時まで
  - イ 提出方法 質問票（様式3）に記載し、神戸市企画調整局参画推進課までEメールにより提出すること

\*件名は「BE KOBE 学生ナビの運用・広報業務等委託に関する質問」とし、到着確認の電話連絡を行うこと。

ウ 回答参加者全者に対して、Eメールにより回答する。  
また、質問した事業者名は公表しない。なお事実関係の確認など回答することで他の応募者が不利にならない事項についてはこの限りではない。

エ 神戸市の回答は、本要領または仕様書等を補足する効力をもつ。
- (3) 企画提案書の提出
  - ア 企画提案書は神戸市企画調整局参画推進課までEメールにより提出すること
  - イ 企画提案書には以下の書類を添付すること。
    - ①企画提案書（任意様式）
    - ②業務実施方針・実施計画・業務体制（任意様式）

③見積書および内訳書（任意様式）

④業務実績書（類似業務実績など）（任意様式）

ウ 受付期間 令和5年3月27日17時まで

## 7 選定に関する事項

### (1) 選定基準

審査は、次に示す観点から、総合的に公平かつ客観的な審査を行うものとする。

内容点	1. 事業目的に対する理解（本事業への基本的な考え方・理解） 10点 3. 機能性（使いやすさ、操作性、検索性） 15点 4. コンテンツ（対応コンテンツ種類、大学や企業との連携にむすびつく魅力的な内容の提案） 25点 5. 学生の登録者数を増やす方策（広報方策を含む） 20点 6. 将来性（神戸市や大学等の各種システムとのAPI連携や市の広報・広聴業務との連携可能性） 5点 7. 提案の実現性（提案内容の実現可能性、類似実績等） 15点	90点
地域点	地元企業加点（本店を市内に有する者のみ加点）	10点
	合計	100点

### (2) 選定方法

ア 本企画提案の審査については、委託契約候補者選定に係る提案選考委員会において、企画提案書等を審査し、委託契約候補者を選考する。

イ 選考委員は、審査基準に沿って企画提案書の審査を行う。

ウ プレゼンテーション

開催日時や場所その他詳細については、応募者に別途通知する。

エ 審査の結果、評価点が最も高い事業者が複数いる場合は、内容点のうち「コンテンツ」の点数が最も高い事業者を委託契約候補者とする。さらに、「コンテンツ」の最高得点者が複数ある場合は、当該事業者にくじを引かせて委託契約候補者を決定する。

オ 下記のいずれかに該当する事業者は失格とする。

・見積金額が予定価格を超過している事業者

\*見積もりは基本委託金額4,500千円を上限とする。

### (3) 失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること

イ 他の参加者と企画提案の内容またはその意思について相談を行うこと

ウ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること

エ 提出書類に虚偽の記載を行うこと

オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

カ 本市が指定する場合を除き、見積書および企画提案書等の必要書類が所定の期日を過ぎて到着したとき

- キ 見積書に記名および見積金額の記載がないとき
- ク プロポーザル応募資格がないことが判明したとき
- ケ 鉛筆、シャープペンシル、消せるボールペンその他訂正の容易な筆記具により見積書に記入したとき

(4) 選定結果の通知及び公表

評価結果及び選定結果は決定後速やかに、全ての参加者に通知し、また、本市ホームページに掲載する。本市ホームページには、選定した事業者名と総得点、他の応募者の総得点を掲示する。

## 8 その他

(1) 提案に要する費用、条件等

- ア 企画提案書等の作成に要する費用は、参加者の負担とする。
- イ 採用された企画提案書は、神戸市情報公開条例に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- ウ すべての企画提案書は返却しない。
- エ 提出された企画提案書は、審査・業者選定の用以外に応募者に無断で使用しない（神戸市情報公開条例に基づく公開を除く）。
- オ 神戸市が支持する場合を除き、期限後の提出、差し替え等は認めない。
- カ 企画提案書の著作権はプロポーザル参加者に帰属する。提案内容に含まれる特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本国の法令に基づいて保護される第三者の利権の対象となっているものを使用した結果生じた責任については、プロポーザル参加者が負うものとする。
- キ 参加申請後に神戸市指名停止基準要綱に基づく指名停止又は神戸市契約事務等からの暴力団等の排除に関する要綱に基づく除外措置を受けた者の公募型プロポーザル参加は無効とする。

(2) 提出先、問い合わせ先

〒650-8570 神戸市中央区加納町6丁目5番1号  
神戸市企画調整局参画推進課  
電話番号 078-322-5030  
メール daigakurenkei@office.city.kobe.lg.jp

(3) 留意点

本実施要領に基づく契約は、神戸市会における本業務に係る令和5年度予算の成立を前提とする。